

パブリックコメントに対する区の考え方

意見の概要	区の考え方
<p>・寺社・仏閣においては、伝統的に使われる既存の築地塀などに囲われているため、塀内に高木があり外から見通せる場合であっても接道部緑化延長に算入することが困難であると考えられる。</p> <p>緑化基準を満たすために既存塀の解体などの対応が求められると、建築主に多大な負担をかけることに加え、伝統的な意匠が緑化基準により存続できなくなるといった懸念がある。</p>	<p>・原則事業面積350㎡以上の敷地につきましては、接道部延長に対し接道部緑化率に応じた緑化が必要になります。しかし、寺社仏閣において伝統的な意匠として使われている築地塀を保全する必要がある場合や、旗竿地で通行利用上接道部緑化を整備することが困難な場合など、協議の中で接道部緑化をすることが困難であると認められる場合はこの限りではありません。</p>